

# 宮崎大学学生におけるソーシャルメディア利用に関するガイドライン

2026年3月24日  
大学教育委員会決定

## 1. 目的

このガイドラインは、本学学生が安全かつ責任ある方法でソーシャルメディアを活用するために留意すべき事項を定めたものです。

ソーシャルメディアを利用する際に、個人の責任において行う表現の自由を最大限尊重しつつも、大学の教育環境・公共性・信用・中立性及び個人の尊厳を損なわないよう配慮し、適切に利用することを目的とします。

## 2. 定義及び適用範囲

ソーシャルメディアとは、インターネット上で個人または団体が情報を発信・共有し、他者と双方向のコミュニケーションを行うことができるサービスです（例：X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、YouTube、TikTok など）。

本学に在籍する全ての学生が公私を問わずソーシャルメディアを利用する行為を対象とします。

## 3. 利用の心構え

- (1) ソーシャルメディアは「公の場」です。一度発信した情報は不特定多数の利用者がアクセス可能であり、完全に削除することが困難であることを意識しましょう。
- (2) 他者に不快感を与えたり、誤解を生じさせたりする恐れがあることを理解し、誤情報や誤解を招く表現は避け、慎重な言葉選びを心がけましょう。
- (3) 自分の発信した情報が、大学名や実名の明示の有無にかかわらず、本学の信用や名誉に多大な影響を与える可能性があることを理解しましょう。
- (4) 日本国の法令（海外においてはその国の法令）や本学が定めた各種規則などを遵守しましょう。
- (5) 他者の情報発信に対して感情的に反応せず、建設的な対話を促す姿勢を持ちましょう。
- (6) 誤った情報を発信してしまった場合は、すぐに訂正・謝罪しましょう。

## 4. 禁止事項

### (1) 個人情報の無断公開

当人の許可を得ていない他者の秘密及び個人情報（氏名・住所・学籍番号等）は絶対に発信しないでください。また、個人情報に繋がる書類、メモ等が写り込まないようにしてください。

## (2) 機密情報や内部情報、非公開資料等の無断公開

授業・研究・インターンシップ等で知り得た守秘義務のある情報は公開しないでください。また、研究室をはじめ、入室が限定された場所等を許可無く撮影しないでください。

## (3) 他人の著作物・肖像等の無断使用

著作権や肖像権、プライバシー権等を侵害する情報は発信しないでください。著名人だけでなく友人等の身近な人物の写真や音楽、動画などを使うときは、許可が必要です。

## (4) 虚偽または信頼性のない情報発信

事実と異なる情報や、信頼性の確保できない情報は発信しないでください。また、他者の発信に対し、引用や賛意を表明することについても注意が必要です。

## (5) 他者への誹謗中傷、差別的・攻撃的な表現

誰かを傷つけるような情報は発信しないでください。

## 5. その他注意事項

### (1) 大学の名称、学章、所属情報等を用いた情報発信について

個人または団体の活動の一環として本学の名称、学章、所属情報等を用いてソーシャルメディアを利用する場合は、その内容が個人または団体の意見・見解であり、大学の意見・見解を代表したり、代弁するものではないことを明記してください。

### (2) 学外者の大学構内における撮影について

外部の方が学内で撮影を行う場合は、事前に大学へ申請し許可を得る必要があります。また、許可を得ずに撮影している外部の方を見かけた場合は企画総務部総務広報課広報係または学び・学生支援機構学生支援課学生支援係に連絡してください。

<参考:本学に関する取材・撮影の申込みについて>

<https://www.miyazaki-u.ac.jp/public-relations/public/application.html>

<本ガイドラインに関する問い合わせ先> 学び・学生支援機構 学生支援課